

▶▶ ガイドブックご利用上の注意

このガイドブックは埼玉県福祉のまちづくり条例の整備基準を解説しています。
(整備基準は埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則で規定されています。)
ご利用にあたっては下記の事項についてご注意ください。

○法令、条例の名称は紙面の都合上省略しています。

福祉のまちづくり条例：埼玉県福祉のまちづくり条例

バリアフリー法令

法：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

令：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令

埼玉県バリアフリー条例：

埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例

○整備基準の比較としてバリアフリー法令の一部を掲載しております。

- ・ バリアフリー法令の適合確認をするためには利用できません。
- ・ 福祉のまちづくり条例とバリアフリー法令の整備対象箇所が異なる場合があります。
- ・ 福祉のまちづくり条例では、利用者（施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者）が利用する部分を対象としており、バリアフリー法令の対象と異なる場合があります。
- ・ バリアフリー法令の対象欄に（多数の者の読み替え有り）と記載しているものは、特定建築物の場合に多数の者が利用する箇所に読み替えることを表しています。詳細はバリアフリー法令をご確認ください。

○設計にあたってご配慮ください。

- ・ どのような利用者が利用する施設であるかを想定し、必要に応じて利用される方のニーズを聞き、設計を行ってください。

○ホームページ情報

- ・ このガイドブックはバリアフリー法令の改正等に合わせ随時更新します。ホームページの更新日をご確認いただき、最新のものをご利用ください。
- ・ 随時更新のため、冊子は発行していません。画面上でご確認いただくか、印刷してご利用ください。
- ・ 各問合せに対し回答した結果を参考QAとして掲載しております。